

令和7年2月 第36回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和7年 2月 25日 (火)				
開催場所		小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 32 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2 時 08 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		12名		欠席委員	2名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一	欠席	八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	8名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査に伴う農地に係る地目認定について

報告第1号 農地の埋立（盛土）工事の施工について

報告第2号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

第36回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和7年2月第36回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めていきます。本日は議席番号4番「田中正之」委員、8番「田下三枝子」委員、推進委員の「石川忠一」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号5番「笠原敏夫」委員、6番「横田智恵美」委員、にお願いいたします。

それでは日程に従い、議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており、この要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。

残りの1要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

受人は秩父市にお住まいの53歳。秩父市農業委員会には経営農地がないことを確認済みです。主な作目構成はナス、さつまいも、ネギなどです。

令和7年3月に申請地と隣接する空き家を併せて購入して移住予定です。

農業経験はないところで、申請地については、営利目的ではなく家庭菜園として耕作される予定です。

第36回定期総会議事録

なお、所有している農機具は軽トラ1台と草刈り機1台です。。
受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。
現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。
最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

7番河村委員 7番河村が報告いたします。2月22日9時に役場駐車場に集合し、農業委員2名、推進委員3名、計5名で現地調査を行いました。家のそばの畠は木が生い茂っており、開墾するのはかなり大変そうな印象でした。本人に会えず、話が聞けなかったのですが、移住予定の家についてもすぐには住める状態ではないと思います。以上です。

1番中野委員 ひきつづき1番中野が報告いたします。どうしても仕事の休みがとれないということで、現地調査には立ち会っていただけなかったのですが後日お電話でお話を伺いました。今報告にもあったとおり住まいは現状すぐ住める状態ではないので1年近くかけて居住できるようにすることでした。申請地についてもまずは草刈り等をして、本格的な作付けは来年の3月を予定していると伺いました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員 はい。

議長 はい。関口委員。

3番関口委員 3番関口です。伐根から始めるのは新規就農者には大変のように感じます。耕作できるようになってから3条でも良いのではないかと思う。

議長 事務局、その辺いかがでしょうか。

事務局 事務局です。農地にするためにも他人の土地に勝手に手を入れるわけにはいかないで、まずは取得からということになるかと思います。ご自分の土地になってから開墾するというのはいたし方ない部分もあるかと思います。以上です。

1番中野委員 中野が補足で説明します。本人はやる気はありました。実際には宅地と高低差があり、半分ぐらいは法面も含めた農地で、下の平場は耕作できるかなと思います。以上です。

3番関口委員 本当にできるか不安がありますね。

10番永田委員 はい。10番永田です。本人がやる気があって作ろうという気があるんだから、長い目で見てやらせてみてもいいんじゃないかと私は思います。以上です。

議長 ほかには質問等ございますか。

第36回定期総会議事録

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。みなさんで見守っていきたいと思いますのでよろしくおねがいします。

つづきまして日程3、議案第2号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」を上程いたします。

今回は、青山地区33筆の地目認定について、照会がありました。

この議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について「小川町長より、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について照会を求められたので、その回答について意見を求める」とのことです。

まず、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について説明いたします。

小川町では、国土調査法に基づき、平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は、青山地内的一部が調査対象となっております。

地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっているものについて地目変更をする際に、農地法との関係もございますので、小川町から当委員会に、変更についての意見を求めております。

照会対象農地については、総会資料5ページ目から8ページ目の一覧表のとおりで、合計33件です。うち29件が、農地から他の地目への変更予定、3件が他の地目から農地への変更予定、1件が農地転用の地目と異なるものとなっております。

なお、農地転用の地目と異なるものにつきましては、すでに農地転用の許可を受けているものであり本来照会せずともよい案件ですので、審議不要とさせていただきます。なお、該当の申請番号は11番です。

それでは5ページ目の一覧表について説明いたします。左から6列目に、調査前の地目名称が記載され、左から9列目に地籍調査の結果を踏まえた調査後の地目名称が記載されております。

33件中33件が市街化調整区域内であり、また農振法農用地の指定はありません。

なお、今回の調査に関連する委員はおりません。以上、地目認定についての説明とさせていただきます。

議長

それでは審議に入ります。

申請番号1番から33番について、事務局より説明をお願いします。

第36回定期総会議事録

事務局	事務局です。申請番号11番を除く1番から33番については、一覧表の通りとなっておりますが、補足等がございましたら担当地区委員から報告をお願いいたします。 最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。 よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。 なお、地籍調査の結果、特に問題ないところについての詳しい説明は不要とし、総会で審議すべき筆がある場合は調査担当より説明をお願いします。
推進委員新井實一委員	推進委員の新井が報告いたします。2月21日9時に青二集落センターに集まり、2班に分かれて現地調査を行いました。私たちの方は1番～19番を調査しました。特に問題はありませんでした。
5番笠原委員	5番の笠原が報告いたします。私たちは20番～33番を調査しました。地籍調査担当より説明を受け、地籍調査の結果の通りであることを確認しました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号11番を除く1番から33番につきまして、報告のとおり承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号11番を除く1番から33番は、可決承認されました。ありがとうございました。 なお、議案第2号は原案のとおり承認することを町に回答いたします。 つづきまして、日程4、報告第1号「農地の埋立（盛土）工事の施工について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。 事務局より報告をお願いします。
事務局	はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地の埋立（盛土）工事の施工について「申請人より農地の埋立（盛土）工事届が提出されたので、報告する」とのことあります。 申請番号1番について報告いたします。 (申請番号1番を読み上げる) 以上、報告いたします。

第36回定期総会議事録

議長

ありがとうございました。

つづきまして日程5、報告第2号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第2号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の要件確認について報告する。」とのことです。

こちらの案件は、条件を満たすことを確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので、報告案件とさせていただきます。

農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つになります。

本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4要件を満たすか毎年確認をお願いするものです。

農地所有適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がありますが、提出時期は決算月により異なります。

現在、小川町内では6法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の2法人である農事組合法人下里ゆうきと農事組合法人八和田第一営農の報告となります。

では、報告しますので、議案書の12ページをご覧ください。

1点目、「法人形態要件」としては、「農事組合法人」「株式会社（公開会社でないものに限る）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のいずれかであることとされております。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該法人は、農事組合法人となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることとされており、その判断基準として、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」について説明します。誰でも農地所有適格法人の構成員にはなれますが、その法人の総議決権または総社員の過半が「農地提供者」「その法人の農業常時従事者（原則年間150日以上従事）」「農作業を委託した人」「農地中間管理機構」「地方公共団体」「農協」「投資育成事業を行う承認会社」であることが条件とされています。議案書のページ右上、「構成員数」欄をご覧ください。構成員たる要件として、農地提供者①～⑦がございます。本件は総数16名全員が年間150日以上従事する②の「農業常時従事者」であり、半数を超えるので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、その法人の理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること、また、その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）することが条件とされています。議案書のページ右下、「農業・農作業従事の状況」欄をご覧ください。本件は理事の8名が⑨にあるおり、農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

次に、農事組合法人 八和田第一営農の報告になります。

第36回定期総会議事録

では、説明しますので、議案書の13ページをご覧ください。

先ほどと同様に、農地所有適格法人の4要件を満たすかの確認をお願いします。

1点目、「法人形態要件」としては、先ほど説明したとおり当該法人は、農事組合法人となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、先ほど説明したとおり、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」については、先程説明したとおり、総数12名のうち7名が年間150日以上従事する②の「農業常時従事者」であり、半数を超えるので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、理事3名のうち2名が⑨の農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は4要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和7年2月第36回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時8分です。